

平成 31（令和元）年度 高知市二段階移住プロモーション業務に関する 公募型プロポーザル募集要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

この要領に定める公募型プロポーザルは，平成 31（令和元）年度 高知市二段階移住プロモーション業務を委託するに当たり，広く企画提案を募集し，最も適切な者を当該業務の委託者として選定することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 平成 31（令和元）年度 高知市二段階移住プロモーション業務
- (2) 業務内容 別紙「平成 31（令和元）年度 高知市二段階移住プロモーション業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和 2 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託上限額 13,783 千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
※消費税率は，消費税及び地方消費税を合わせて 10%とする。

3 公募に参加する者に必要な資格に関する要件等

提案者（共同企業体の場合，構成員も含む）は，次の(1)～(7)の各要件全てに該当すること。

なお，公表日から契約までの期間中に(1)～(7)のいずれかに該当しないことが明らかになった場合は失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当しない者
- (2) 公告日から契約締結の日までの間において，本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (3) 本店及び本市内の営業所等が前年度及び現年度の国税，地方税及び社会保険料（健康保険料，厚生年金保険料，子ども・子育て拠出金）を滞納していない者
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て，民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし，民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても，民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者で，再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた日以降に，高知市の入札参加資格の再認定を受けた者については，当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (5) 代表者又は役員等が，高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして，公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け，同委員会から告発又は逮捕されていない者，若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者
- (7) 役員又は使用人等が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に違反する容疑に

より、逮捕されていない者、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者

4 委託事業者選定方法

当該業務委託に係る企画提案事業者を募集し、提出された企画提案を本市が設置する「高知市二段階移住プロモーション業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において審査し、最も優れた企画提案を行ったと判断された事業者を選定する。

5 本プロポーザルの実施スケジュール（予定）

○平成 31 年 4 月 15 日（月）	公募型プロポーザル実施公告
○平成 31 年 4 月 22 日（月）	質問書提出期限
○平成 31 年 4 月 26 日（金）	質問に対する回答
○令和元年 5 月 9 日（木）	参加意向申出書等の提出期限
○令和元年 5 月 22 日（水）	参加資格確認結果通知
○令和元年 5 月 30 日（木）	企画提案書等の提出期限
○令和元年 6 月 5 日（水）	企画提案に対する審査・プレゼンテーションの実施
○令和元年 6 月 7 日（金）	最優秀提案者特定のお知らせ
○令和元年 6 月 28 日（金）	契約（契約終了：令和 2 年 3 月 31 日）

6 質疑・回答

(1) 提出書類

質問書（様式第 1 号）

(2) 提出方法

ファクス又は電子メールにより提出すること。 ※提出後、電話にて着信の確認を行うこと。

(3) 提出期限

平成 31 年 4 月 22 日（月） 午後 5 時（必着）

(4) 提出先

「11 提出・問い合わせ先」と同じ。

(5) 回答方法

平成 31 年 4 月 26 日（金）までに高知市公式ホームページ内政策企画課のページに掲載する。

政策企画課ホームページ <http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/2/>

7 参加意向申出書の提出

(1) 提出書類

申請に際し、次に掲げる書類を提出すること。

①	参加意向申出書（様式第2号）
②	資格要件確認書（様式第3号）
③	使用印鑑届（様式第4号）
④	登記簿謄本又は登記事項証明書（現在事項全部証明書等）
⑤	市町村税に係る納税証明書 ※滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書
⑥	都道府県税に係る納税証明書 ※滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書
⑦	国税に係る納税証明書（未納税額のない証明書） ・法人=法人税，消費税及び地方消費税，源泉所得税及び復興特別所得税 ・個人=申告所得税，消費税及び地方消費税，源泉所得税及び復興特別所得税 【納税証明書の種類：その3】…その他欄に「源泉所得税及び復興特別所得税（個人の場合は『源泉所得税』）」と記載し請求。 ※納税証明書の種類「その3の2」や「その3の3」では，源泉所得税に未納がないことが記載されないので注意すること。
⑧	社会保険料納入確認（申請）書（様式第5号） ※直近2年間に未納がないことの証明書
⑨	財務諸表 ※直近1事業年度の決算書類 ・法人=貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書等の写し ・個人=青色申告書の写し又は確定申告書の写し（決算資料を含む）
⑩	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第6号）
⑪	企業概要が分かるパンフレット等
⑫	共同企業体による申請に係る書類 ア 共同企業体結成に係る協定書（写し） 協定書には，出資比率，構成員ごとの担当業務，構成員が債務不履行の場合の対応方法などを必ず明らかにしてください。 イ 共同企業体結成届出書（様式第7-1号） ウ 委任状（様式第7-2号） 共同企業体の代表者を受任者とし，各構成員が委任者として提出すること。なお，記入の際には，各団体の所在地，商号（名称），代表者名を明記し，各団体の代表者印を押印すること。

【注意事項】

- 官公署等の証明書類は，申請書提出日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。
- 本市の平成30・31年度物件等競争入札参加資格を有している提案者は，③～⑩の提出は不要とする。
- 共同企業体により提案する場合は，構成員ごとに上記書類を提出すること。

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、①～⑩は各1部（共同企業体は⑫をあわせて提出）、⑪は10部を持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。）によること。

なお、共同企業体を結成して申請する場合は、②～⑪については、構成員ごとに提出すること。

(3) 提出期限

令和元年5月9日（木）午後5時15分（必着）

(4) 提出先

「11 提出・問い合わせ先」と同じ。

(5) 参加資格審査及び結果通知

参加意向申出書の提出があった者について資格審査を行い、審査結果を参加資格確認結果通知書により通知する。なお、資格審査により失格となった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、この理由について説明を求めることができる。

8 企画提案書の作成要領

上記7により、参加資格確認結果通知を受け、資格を有することを認められた事業者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案に必要な書類

- ① 企画提案応募申請書（様式第8号）
- ② 企業の業務実績調書（様式第9号） ※共同企業体の場合は、全事業者の分
- ③ 業務の実施体制（様式第10-1号）
- ④ 業務の実施体制図（様式第10-2号）
- ⑤ 企画提案書（様式第11号）

⑤における様式は、以下のすべての提案についてあわせてA4横型（片面）で20枚以内とし、参考資料として別にA3横型（片面）5枚まで添付可とする。なお、表紙や目次は、制限枚数に含まない。

提案1 (全体コンセプト)	連携中枢都市圏を含む県内34市町村による「れんけいこうち広域都市圏」での連携した取組であることや平成30年度に実施したプロモーション活動及びその結果を踏まえた上で、効果的な平成31（令和元）年度のプロモーション全体のコンセプトを提案すること。
提案2 (プロモーション)	①平成30年度に製作した情報発信ツールを活用し、二段階移住に関する認知度の向上が図られるような魅力的かつ独自性のある広報活動を提案すること（新たな情報発信ツールの製作も可）。 ②二段階移住の理解度を高められるような第2弾となるPR動画の制作について提案すること。 ③二段階移住をテーマにした、今後につながるような波及効果の高い大都市圏等でのセミナーまたは相談会を開催するなど、集客プロモーションの実施について提案すること。
提案3 (効果検証・改善提案)	実施するプロモーション活動の効果検証の方法が、本市が行う改善に確実につながる提案をすること。

⑥ 業務工程表

仕様書に基づき、想定される工程を記載すること。様式は自由、ただしA4片面、1枚と

する。

⑦ 業務参考見積書

2-④に記載している委託上限額の範囲内で、仕様書の業務内容それぞれについて、内訳が分かるように見積もること。様式は自由、ただしA4片面とする。

(2) 提出方法・部数

提出書類は紙媒体とし、それぞれ正本1部、副本9部を持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(3) 提出期限

令和元年5月30日（木） 正午（必着）

(4) 提出先

「11 提出・問い合わせ先」と同じ。

(5) 留意事項

ア 企画提案書は、1者1提案とする。また、1事業者が、複数の共同企業体に加わり提案することはできない。

イ 企画提案書を受理した後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。

9 審査及び審査基準

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により、2段階で実施する。

【1次審査】

参加資格要件の確認のための資格審査を実施し、企画提案書の提出者を選定。

【2次審査】

プレゼンテーションを実施し、審査基準に基づいて審査する。

◎プレゼンテーション（予定） ※実施日、実施場所等については後日通知する。

①実施予定日 令和元年6月5日（水）

②実施場所 高知市役所たかじょう庁舎6階人事課会議室

③出席者 業務の実施体制（様式第10-1号）に記載のある者のうち、3名以内とする。

④持ち時間 出退に要する時間を含めて40分以内（うちプレゼンテーションの時間20分以内、質疑応答20分程度）。

⑤プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションでは、提出した企画提案書の内容の範囲内で説明を行うこと。プレゼンテーションの際にパソコン等の使用も認めるが、スクリーン及びプロジェクター以外の機器（VGAケーブル以外の接続ケーブルを含む）は各自用意すること。

[使用予定のプロジェクター：NEC NP-M350X]

(2) 選定委員構成

委員長1人、副委員長1人、委員4人 合計6人

(3) 審査基準

ア 1次審査の参加資格要件確認は、「3 公募に参加する者に必要な資格に関する要件等」のとおりとする。

イ 2次審査の審査基準は、別記のとおりとする。

(4) 候補者の決定

選定委員会による審査を経て、総得点が高い者から順位付けを行い、最も高い者を候補者とする。ただし、最低基準点（総得点が満点の60%）を超える者だけを対象とする。したがって、本プロポーザルの企画提案者が1者のみの場合、最低基準点を超えていなければ決定しない。

なお、審査の総得点が高点の場合は、業務参考見積書の額が安価な者を高い順位とする。また、見積額も同額の場合は、くじにより選定する。

また、候補者が参加資格要件を有しなくなった場合又は辞退した場合は、次点者を候補者とする（次点者についても、候補者と同様に最低基準点（総得点が満点の60%）を超える者だけを対象とする）。

(5) 審査結果通知

1次審査結果は、参加意向申出者全員に書面で通知する。

2次審査結果は、企画提案書の提出者全員に書面で通知する。

10 契約の締結

「9 審査及び審査基準」により選定された候補者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調の時は、審査により順位付けられた次点者と契約締結の交渉を行う。

11 提出・問い合わせ先

〒780-8571 高知市本町4丁目1番24号 高知市本町仮庁舎3階

高知市 総務部 市長公室 政策企画課 移住・定住促進室

電話：088-823-8813 ファクス：088-823-9382

E-mail：kochi-life@city.kochi.lg.jp

12 その他留意事項

(1) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 共同企業体を結成して提案を行う場合は、応募に関する事務を全て当該共同企業体の代表者を通じて行うこと。また、本市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同企業体全ての構成員に対して行ったものとみなす。

(3) 提案資格を有することについての資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る資格を失うものとし、既に提出された企画提案書は無効とする。

ア 参加資格を満たさないこととなったとき。

イ 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

ウ 提出書類に不備があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合。

エ 選定委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。

(4) 提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。

(5) 提出された書類は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

- (6) 提出された書類は、審査及び説明並びに公表のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (7) 提出された書類は、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号、以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第9条第1項第3号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第9条第1項第3号に該当する部分がある場合は、企画提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した情報非公開希望申立書（様式第12号）を提出すること。ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することができる。
- (8) 参加を辞退するときは、必ず参加辞退届（様式第13号）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の本市との契約等について不利になることはない。
- (9) 選定結果等についての不服及び異議申立ては認めない。
- (10) 選定結果の通知時に、候補者の名称・所在地・総得点、その他の参加者の総得点（名称は公表しない）を市のホームページで公表する。
- (11) 候補者との契約締結後、次に掲げる事項を市のホームページで公表する。
- ア 業務概要
 - イ 契約相手方の名称及び所在地
 - ウ 契約締結日
 - エ 契約金額
 - オ その他必要な事項

別記 審査基準

審査項目	評価項目等	配点	評価の視点
(1) 企業評価	類似業務実績	5点	・プロモーション業務の実績(件数等)が十分にあるか。
	主たる営業所等の有無	5点	・高知市内に主たる営業所(本社又は本店),又は支社,支店,営業所等を有しているか。
(2) 担当者の評価	人員体制	5点	・業務を進める上で,必要な人員体制が確保されているか。
(3) 企画提案書	提案1 (全体コンセプト)	20点	・連携中枢都市圏を含む県内34市町村による「れんけいこうち広域都市圏」での連携した取組であることや平成30年度に実施したプロモーション活動及びその結果を踏まえた上で,効果的なプロモーション全体のコンセプトとなっているか。
	提案2 (プロモーション)	48点	①平成30年度に製作した情報発信ツール等を活用し,二段階移住に関する認知度の向上が図られるような魅力的かつ独自性のある広報活動の提案となっているか(新たな情報発信ツールの製作も可)。 ②二段階移住の理解度を深められ,独自性のあるPR動画第2弾の制作提案となっているか。 ③二段階移住をテーマにした,今後につながるような大都市圏等での効果的なセミナー・相談会等の集客プロモーションの提案となっているか。
	提案3 (効果検証・改善提案)	8点	・実施するプロモーション活動の効果検証の方法が,本市が行う改善に確実につながる提案となっているか。
(4) 業務工程		3点	・広告・広報活動の期間が十分で,かつ効果的なタイミングで設定されているか。
(5) ヒアリング		3点	・取組意欲があるか。
(6) 業務参考見積額		3点	・適正な金額であるか。
合計		100点	

様式一覧

様式第1号	質問書
様式第2号	参加意向申出書
様式第3号	資格要件確認書
様式第4号	使用印鑑届
様式第5号	社会保険料納入確認(申請)書
様式第6号	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
様式第7-1号	共同企業体結成届出書
様式第7-2号	委任状
様式第8号	企画提案応募申請書
様式第9号	企業の業務実績調書
様式第10-1号	業務の実施体制
様式第10-2号	業務の実施体制図
様式第11号	企画提案書
様式第12号	情報非公開希望申立書
様式第13号	参加辞退届

(参考)

○地方自治法施行令第 167 条の 4

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（抜粋）

(市の事業等からの暴力団の排除)

第 4 条 市長は、市の事業等の契約等の相手方又はその役員等について警察等関係機関が次の各号のいずれかに該当する者として確認したときは、次条から第 9 条までに定めるところにより、市の事業等から排除するための措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団又は暴力団員等

(2) その契約に係る業務又は補助金に係る事業（以下「業務等」という。）に関し、暴力団員等を使用したと認められる者

(3) 暴力団員等を雇用している者

(4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められる者

(5) 暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人の役員である者

(6) その業務等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者

(7) 市の事業等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者

(8) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると市長が認める者